

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 29 - 外債 2 - 4

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年 3月14日

【発行者の名称】 北欧投資銀行  
(Nordic Investment Bank)

【代表者の役職氏名】 ヘンリック・ノーマン ( 総裁 )  
(Henrik Normann (President))

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 島崎文彰

【住所】 東京都文京区後楽二丁目 3 番27号 テラル後楽ビル 2 階  
島崎法律事務所

【電話番号】 (03)5802-5860

【事務連絡者氏名】 弁護士 島崎文彰

【住所】 東京都文京区後楽二丁目 3 番27号 テラル後楽ビル 2 階  
島崎法律事務所

【電話番号】 (03)5802-5860

【今回の売出金額】 36,010,000ブラジルリアル  
(円換算額約1,047百万円) (注1)  
1,303,400,000インドルピー  
(円換算額約2,098百万円) (注2)

(注1) 円換算額は、2019年 3月13日にブラジル中央銀行が公表した PTAXビッド・レートの終値とPTAXオファード・レートの終値の仲値から得られた円貨建てレート (小数第 3 位を四捨五入) である 1 ブラジルリアル = 29.07円に基づいて計算されている。

(注2) 円換算額は、2019年 3月14日に株式会社三菱UFJ銀行が公表した円貨に対する対顧客電信売相場と対顧客電信買相場 (参考相場) の仲値である 1 インドルピー = 1.61円の為替レートで計算されている。

なお、上記の換算率は本書の提出に際して円換算額を表示するために便宜上用いられたもので、本債券にかかる実際の取引に適用されるレートとは一致するものではないことに留意されたい。

【発行登録書の内容】

提出日 平成29年 9月21日  
 効力発生日 平成29年 9月29日  
 有効期限 平成31年 9月28日  
 発行登録番号 29 - 外債 2  
 発行予定額又は発行残高の上限 発行予定額 3,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
29 - 外債 2 - 1	平成29年11月14日	16,170,076,000円	該当なし	
29 - 外債 2 - 2	平成30年 2月15日	12,123,123,700円		
29 - 外債 2 - 3	平成30年 9月 6日	3,970,279,400円		
実績合計額		32,263,479,100円	減額総額	0円

【残額】

(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 267,736,520,900円

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

該当なし

(注) 本書において、「ブラジルリアル建債券」とは北欧投資銀行2022年3月満期ブラジルリアル建債券(円貨決済型)を、また「インドルピー建債券」とは北欧投資銀行2022年3月満期インドルピー建債券(円貨決済型)をそれぞれ意味する。「本債券」とは、<ブラジルリアル建債券>および<インドルピー建債券>の見出しの下に記載された場合には、それぞれブラジルリアル建債券およびインドルピー建債券を指し、それ以外の場合には、これら2本の債券を総称して「本債券」という。

第一部【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし。

第2【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

< ブラジルリアル建債券 >

(中略)

券面総額	36,010,000ブラジルリアル
------	-------------------

(中略)

売出価格の総額	36,010,000ブラジルリアル
利率	年5.47%

(中略)

< インドルピー建債券 >

(中略)

券面総額	1,303,400,000インドルピー
------	---------------------

(中略)

売出価格の総額	1,303,400,000インドルピー
利率	年5.20%

(後略)

## 2【利息支払の方法】

### <ブラジルリアル建債券>

本債券の利息は、各本債券の額面金額に対して年5.47%の利率で、発行日（すなわち、2019年3月26日）（当日を含む。）から付され、2019年9月24日を初回として、本債券の期限が到来するまで毎年3月24日および9月24日（以下それぞれ「利払日」という。）に、各利息期間（以下に定義される。）について後払で支払われる。

（中略）

各利払日に支払われる利息の金額は、額面10,000ブラジルリアルの各本債券につき273.50ブラジルリアル（ただし、初回利払日に支払われる（すなわち、発行日（当日を含む。）から2019年9月24日（当日を含まない。）までの利息期間にかかる）利息の金額は、額面10,000ブラジルリアルの各本債券につき270.46ブラジルリアル）である。ただし、各利息額は、適用される為替参照レート（以下に定義される。）によって下記の算式に従ってブラジルリアルから換算された日本円で各利払日に支払われる。当該算式から得られる日本円金額は、1円未満を切り捨てる。

利払日が初回利払日である2019年9月24日の場合：

初回利払日に額面10,000ブラジルリアルの各本債券につき支払われる利息の日本円換算額 = 270.46ブラジルリアル × 為替参照レート

その後の各利払日の場合：

初回以外の各利払日に額面10,000ブラジルリアルの各本債券につき支払われる利息の日本円換算額 = 273.50ブラジルリアル × 為替参照レート

（中略）

「計算代理人」とは、ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー（Nomura International plc）（またはその承継人もしくは譲受人）をいう。

（中略）

### <インドルピー建債券>

本債券の利息は、各本債券の額面金額に対して年5.20%の利率で、発行日（すなわち、2019年3月26日）（当日を含む。）から付され、2019年9月24日を初回として、本債券の期限が到来するまで毎年3月24日および9月24日（以下それぞれ「利払日」という。）に、各利息期間（以下に定義される。）について後払で支払われる。

（中略）

各利払日に支払われる利息の金額は、額面100,000インドルピーの各本債券につき2,600.00インドルピー（ただし、初回利払日に支払われる（すなわち、発行日（当日を含む。）から2019年9月24日（当日を含まない。）までの利息期間にかかる）利息の金額は、額面100,000インドルピーの各本債券につき2,571.11インドルピー）である。ただし、各利息額は、適用される為替参照レート（以下に定義される。）によって下記の算式に従ってインドルピーから換算された日本円で各利払日に支払われる。当該算式から得られる日本円金額は、1円未満を切り捨てる。

利払日が初回利払日である2019年9月24日の場合：

初回利払日に額面100,000インドルピーの各本債券につき支払われる利息の日本円換算額 = 2,571.11インドルピー × 為替参照レート

その後の各利払日の場合：

初回以外の各利払日に額面100,000  
インドルピーの各本債券につき  
支払われる利息の日本円換算額 = 2,600.00インドルピー × 為替参照レート

(中略)

「計算代理人」とは、ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー (Nomura International plc) (またはその承継人もしくは譲受人) をいう。

(後略)

### 第3【資金調達の目的及び手取金の使途】

該当事項なし。

### 第4【法律意見】

平成31年2月27日に提出した訂正発行登録書に記載されているため省略。

### 第5【その他の記載事項】

以下の文言が、発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書面に記載される。

「本書および本債券に関する2019年3月付発行登録目論見書をもって本債券の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では平成31年3月14日付発行登録追補書類のうち、上記発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。」

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

発行者の概況等法第27条において準用する法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

平成30年6月5日 関東財務局長に提出

#### 2【半期報告書】

該当なし

#### 3【臨時報告書】

該当なし

#### 4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

#### 5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

#### 6【外国者臨時報告書】

該当なし

#### 7【訂正報告書】

訂正報告書（上記有価証券報告書の訂正報告書）を平成30年8月22日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

該当なし

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし